附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間におけるこの告示の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	掲げる比率	掲げる比率に百分の二十五を乗じて得た比率
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	掲げる比率	掲げる比率に百分の五十を乗じて得た比率
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	掲げる比率	掲げる比率に百分の七十五を乗じて得た比率

○金融庁・農林水産省告示第八号

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）第二条の二第五項第二号の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

金融庁長官　森　信親
農林水産大臣　森山　裕

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条の二第五項第二号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率は、〇・五パーセントとする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間におけるこの告示の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	〇・五パーセント	〇・一二五パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〇・五パーセント	〇・二五パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〇・五パーセント	〇・三七五パーセント

○東北地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
遠野市綾織町新里三〇地割一一番三から同市宮守町下鱒沢三三地割八六番一まで	前	一五・〇〇～二七・〇〇メートル	一〇・〇〇二キロメートル
	後	一五・〇〇～二三・〇〇メートル	一〇・〇〇四九キロメートル

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

(二)　供用の区間　東北地方整備局　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

(三)　図面縦覧場所　遠野市綾織町新里三〇地割一一番三から同市宮守町下鱒沢三三地割八一番一まで

○近畿地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
生駒市高山町七二九〇番六から同市高山町八一九六番一まで	前	四一・九〇～五八・八〇メートル	〇〇・二四六キロメートル
	後	四一・九〇～五八・八〇メートル	〇〇・二四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局奈良国道事務所及び同局浪速国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

百六十三号　生駒市高山町七二三二番一から同市高山町八二一八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局、同局奈良国道事務所及び同局浪速国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月五日二時

○中国地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

二号　防府市大字台道字下内山一四六番一から同市大字台道字中内山四五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月五日